秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例に 規定する「知事が認める方法」について

 建
 7 6 5

 令和5年3月17日
 秋田県建設部建築住宅課

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例(平成24年秋田県条例第89号。以下「条例」という。)第1条に規定する「知事が認める方法」は次のとおりとする。

(モデル建物法)

1 条例第1条第1項第1号巨後段、同号四、第2号三イ及び同号四に規定する知事が認める方法は、モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素基準告示」という。)Iの第1の非住宅部分及び第4の複合建築物(非住宅部分に限る。)に定める基準の内、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第1号イ(2)及び同号口(2)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

(誘導仕様基準による評価方法)

2 条例第1条第1項第1号(一)、同号(二)、同号(三)前段、第2号(一)、同号(二)、同号(三) に規定する知事が認める方法は、誘導仕様基準による評価方法(低炭素基準告示Iの第2の一戸建ての住宅、第3の共同住宅等及び第4の複合建築物(住宅部分に限る。)に定める基準の内、基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

令和4年10月1日付け建一411の通知による取り扱いは廃止する。